

令和7年村上市議会第3回臨時会会議録（第1号）

○議事日程 第1号

令和7年8月8日（金曜日） 午前10時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 報第22号 専決処分の報告について

第 5 議第72号 荒川総合体育館耐震改修及び大規模改修（建築）工事の工事請負変更契約の締結について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（20名）

1 番	魚	野	ル	ミ	君	2 番	佐	藤	憲	昭	君	
3 番	野	村	美	佐	子	君	4 番	富	樫	光	七	君
5 番	上	村	正	朗	君	6 番	菅	井	晋	一	君	
7 番	富	樫	雅	男	君	8 番	高	田		晃	君	
9 番	小	杉	武	仁	君	10 番	河	村	幸	雄	君	
11 番	渡	辺		昌	君	12 番	尾	形	修	平	君	
13 番	鈴	木	一	之	君	14 番	鈴	木	い	せ	子	君
15 番	川	村	敏	晴	君	16 番	姫	路		敏	君	
17 番	長	谷	川	孝	君	18 番	大	滝	国	吉	君	
19 番	山	田		勉	君	20 番	三	田	敏	秋	君	

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市		長	高	橋	邦	芳	君
副	市	長	大	滝	敏	文	君
教	育	長	遠	藤	友	春	君
政	策	監	須	賀	光	利	君

総務課長	長谷部	俊一	君
財政課長	榎本	治生	君
企画戦略課長	山田	美和子	君
税務課長	永田	満	君
市民課長	小川	一幸	君
環境課長	大滝	誓生	君
保健医療課長	押切	和美	君
介護高齢課長	土田	孝哉	君
福祉課長	太田	秀朗	君
こども課長	高橋	良和	君
農林水産課長	小川	良和	君
地域経済長	富樫	充	君
観光課長	山田	昌実	君
建設課長	須貝	民雄	君
都市計画課参事	忠	康博	君
上下水道課長	稲垣	秀和	君
会計管理者	大滝	豊	君
農業委員会	高橋	雄大	君
農事務局長	前川	龍也	君
選管・監査長	瀬賀	誠也	君
消防長	小平	智祐	君
学校教育課長	阿部	正昭	君
生涯学習課長	志田	淳一	君
荒川支所長	五十嵐	忠幸	君
神林支所長	大滝	きくみ	君
朝日支所長			
山北支所長			

○事務局職員出席者

事務局長	内山	治夫
事務局次長	鈴木	渉
書記	河内	真人

午前１０時００分 開 会

○議長（三田敏秋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、これから令和７年第３回臨時会を開会いたします。

本日の会議は、配付の議事日程により議事を進めてまいりますので、よろしく御協力のほどお願いいたします。

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、２番、佐藤憲昭君、１５番、川村敏晴君を指名いたします。御了承を願います。

日程第２ 会期の決定

○議長（三田敏秋君） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

去る８月１日、議会運営委員会を開き、御協議をいただいた結果、本日１日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 御異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日１日間と決定をいたしました。

日程第３ 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第３、諸般の報告を行います。

理事者から報告をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。諸般の報告について申し上げます。

北陸地方に停滞している前線の影響による大雨に関する対応状況について御報告いたします。本日、８月８日午前零時５分に新潟地方気象台から土砂災害警戒情報が発表されたことから、土砂災害の危険度が高まり、該当する集落区長に連絡し、情報共有を図るとともに、避難所開設の準備に着手をいたしました。その後、午前５時３３分に洪水警報の発表を受け、７日に対応レベルを引き下げた警戒本部体制から災害対策本部体制へ移行し、午前６時８分に村上地区、朝日地区、山北地区にそれぞれ高齢者等避難を発令したところであります。現在までの被害につきましては、山北地区、朝日地区の小河川の溢水、宅地への土砂流入等を確認しておりますが、人的被害、住家被害はないと報告を受けているところであります。また、国土交通省羽越河川国道事務所から職員１名のリエ

ゾン派遣をいただいております、連携を図りながら関係機関等との対応も行っているところであります。現在雨のピークを越えている状況にあります、これまでの雨により地盤が緩んでおりますので、引き続き警戒を強めてまいります、市民の皆様には今後の気象状況に注視していただくとともに、命を守る行動を優先していただくようお願い申し上げます。

このたびの線状降水帯による本市への影響について、8月6日からの対応状況を報告いたします。8月6日の午前6時20分に大雨警報及び洪水警報が発表されたことから警戒を強化、午前11時45分には新潟地方気象台より6日夜から7日朝にかけ新潟県に線状降水帯が発生し、災害が発生する可能性が高まるとの発表を受け、防災無線等による市民への周知とともに体制を警戒本部体制に移行させ、午後4時には市内6か所に自主避難所を開設いたしました。午後5時20分には土砂災害警戒情報が発表、警戒本部体制から災害対策本部体制に移行するとともに、神林地域の6集落、飯岡、山田、松沢、南大平、河内、指合の278世帯、777人に避難指示を、午後6時37分には荒川地域の3集落、花立、貝附、梨木に高齢者等避難を、午後7時には神林地域の10集落、桃川、上助渕、下助渕、志田平、小岩内、川部、湯ノ沢、山屋、里本庄、七湊に同じく高齢者等避難を順次発令をいたしましたところであります。指定避難所には合わせて40世帯、83名の方が避難したほか、各集落や町内の集会所などにも一時避難されました。8月7日未明から明け方にかけて強い降雨がありましたが、その後は時間とともに雨も弱まり、7日午前8時に発表された土砂災害警戒情報の解除をもって発令しておりました避難指示及び高齢者等避難を解除し、全ての避難所を閉鎖したところであります。

なお、このたびの諸般の報告で御報告申し上げる予定としておりました農業用水渇水対応状況、第76回新潟県消防大会ポンプ操法競技会における山北方面隊中継チームの優勝報告、避難支援セミナー2025 in 村上の開催、村上市総合防災訓練、ペット同行避難セミナーの開催については、現在の状況を勘案し、別紙にて御報告させていただきましたので、御了承ください。

以上、諸般の報告を申し上げます。

○議長（三田敏秋君）　これから質疑を行います。

5番、上村正朗君。

○5番（上村正朗君）　おはようございます。上村でございます。8月6日からの大雨対応について、市長をはじめ市役所職員の皆様方、本当に日夜御奮闘いただきまして、心から敬意、それから感謝申し上げたいと思います。先ほど市長の報告の中にあった8月6日の5時20分に出された避難指示の関係で、実際避難所に避難された方からちょっとメールが入っていますので、御報告をさせていただきたいと思います。皆様方まだ継続して対応中、ちょっと批判する内容のような形になって大変恐縮なのですが、市民からの声ですので、そのまんま読み上げさせていただきます。

神林の農村環境改善センターに避難された方からなのですが、この方は7時か8時ぐらいに行って泊まった方です。寝るときは、プライバシーとまではいかなくても、ほかの人との間仕切りがやっぱり欲しかったと。それとあと、これは施設の構造上仕方がないことなのですが、洗顔、歯磨き

をする場所がない、トイレの手洗い場ではちょっと抵抗があったという率直な感想が避難場所から、改善センターから自宅に帰ってすぐ私のほうにラインが入りました。危惧するのは、せっかく避難指示出たとしても、あそこに行ってもこういう状況だということ、二の足を踏まれて自宅にとどまって、そこでまた被害に遭われるのも非常に申し訳ないなと思うものですから、特に寝るときの間仕切りとかというのは以前からも言われていることだと思うのですけれども、この辺は5時20分に指示が出て、その夜の話ですから、なかなか時間的にも難しいのかなと思うのですが、その辺の対応というのはどうなのでしょう。なかなか難しいものなのでしょう。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（長谷部俊一君） このたび直接そちらに避難いただいた方からのメールということで、状況としてそのようなことだったというふうに承知いたしました。訓練等々でプライベートのスペース確保ということはしておるのですが、今回実際にそちらのほうで間に合わなかったといえますか、そういった対応だったということで、今ほどの洗顔等々も含めて可能な範囲再度検討していきたいというふうに考えております。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○5番（上村正朗君） 当然避難指示から避難所の開設、御本人感謝はしているのですけれども、行って心配だったということなので、間仕切りの資材とかというのは避難所のところに備蓄といえますか、常備とか、そういうのはされていないものなのでしょう。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（太田秀哉君） それぞれの指定避難所に関しまして私ども福祉課のほうで取り扱っておりますが、それぞれの避難所におきまして間仕切りは一定数用意してございます。ただし、要援護者、要支援者等を優先させて入らせていただくようにしております。例えば妊産婦の方ですとか、どうしてもプライバシー確保を優先される方について、ファミリー用の間仕切りといえますか、簡易テント的なもの、そういったもので用意させていただいております。ちょっと数には限りがございます。

○議長（三田敏秋君） 神林支所長。

○神林支所長（志田淳一君） 今ほど福祉課長からお話あったとおりです。今回の件に関しまして、ホールと2階の和室のほうと2か所用意させていただいておりまして、基本的には移動が容易でない方については、例えば車椅子ですとかつえ歩行の方については多目的の大きいホールのほうでお泊まりいただきましたし、そうではなくてももう少し小ぢんまりしたところがいいという方であれば、畳の部屋をということで御案内させていただいたかと思います。今ほど福祉課長からもありましたとおり、パーティションといえますか、そうしたのも各避難所のほうには置いておりますので、場合によってはそうしたものを利用させていただいております。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○5番（上村正朗君） 場合によってはということなのですから、今回は支所長にあればいいのですが、要援護者とかそういう方に対する対応でいっばいで、機材が全部そこで取られてしまって、一般の方には使えなかったということなのではないでしょうか。恐らく私にメールくれた方は2階の和室のほうに行ったかと思うのですけれども、結局本当に見ず知らずの方と一緒にいるものですから、当然起きている間はいいのですけれども、寝るときには最低でもやっぱり間仕切りみたいなものがもし余裕が、在庫がある、要援護の方に使ってまだ余りがあるのだったら間仕切りぐらいはやっていただきたかったなと思うのですけれども、物理的にできなかったということでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 神林支所長。

○神林支所長（志田淳一君） 物理的に足りなかったということではなかったかと思っております。どうしてもやっぱりお年寄りとかお子様とかで例えば排せつの対応とか、そうしたところがあるとパーティションというのは必然的に御用意させていただきますけれども、そうでない方につきましては今回の場合はそのまま泊まりいただいたというか、ということでした。

○5番（上村正朗君） 私が聞きたいのは、それがこのまま泊まっていたわけですよね。だから、それがやっぱりこういうメールが来ているわけですから、そこは余裕があるのであれば、向こうから、避難された方から要望がなくてもやっぱりそれは配慮してさしあげたほうがいいのではないかという意味で質問させていただいたのですけれども、今後のこともありますし、またいつこういう災害あるか分かりませんので、その辺十分対応はしていただいているというのは前提の上で、その辺もぜひお願いしたいなと思うのですけれども、再度同じ質問なのですが。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） まず、指定避難所に避難をしていただくケースというのは非常に厳しい状況、そこを一時的に回避をさせるということになります。ですから、まず当面そこに来ていただいたときに多少の不都合は御勘弁願いたいというふうに思っておりますけれども、今議員からお話のありました件については配慮できる範囲だというふうに思っておりますので、今後避難所の設営訓練は毎年毎年数次にわたってやっているわけでありまして、その中でいろいろ課題もあります。課題を一つ一つ潰していく中の一つとして最優先で対応してまいりたいというふうに思っております。今、現状災害対応中でありまして、またなお避難所の状況も確認させていただきながら、そこへの対応はできるところはしっかりやっていきたいというふうに思っております。

○5番（上村正朗君） ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） 16番、姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 現在レベル3なのですよね。これを見ると、警戒レベル3ということで、洪水警報ということになっておりますけれども、それでよろしいかなと思うのですが、こういった場合って消防署の役割というのはどんな役割するのですか。

○議長（三田敏秋君） 消防長。

○消防長（瀬賀 誠君） 消防におきましては、今回は水害対応ということになりますので、基本的には本庁のほう為主に動くという形になりますけれども、消防のほうに関しましては、人的被害があった場合にまずはそちらのほう優先で活動するという形になります。あと、消防団の指揮の関係も消防本部のほうで消防団長または方面隊長等と連携しながら、消防団の活動のほうの指示に当たるというふうな形になっております。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 私、前にもちょっとお話ししました。あそこに保育園を建てようということで、塩町のところですね。そのときに私もちっと触れたとは思いますが、あそこは浸水の5メートルから10メートルの場所ですね。そしてまた、何よりも三面川の沿岸地域で、氾濫流域になっている場所に消防本部があるわけですが、今朝もその脇通ってきましたが、救急車やら消防自動車やらはしご車やらずっと並んで1階にありますけれども、これは警戒レベル4になろうが5になろうが、そこにずっといるわけですね。そういうことでよろしいのですか。

○議長（三田敏秋君） 消防長。

○消防長（瀬賀 誠君） 消防本部の車両におきましては、もし近くの川が氾濫、越水するような状況になるというふうに判断した場合に、車両は全て高台のほうに避難させるということで検討しております。実際3年前の水害のときも全車両を国道の乗り入れの近くの高台の部分に避難させたというふうなこともございます。あと、指令室のほうにつきましては、119番通報は3階のほうのところがございますので、そちらのほうは業務のほうは継続可能ですので、そちらのほうで対応するというところでございます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 市長、私思うのですが、あそこに消防本部があって、警戒レベルが上がっていく。3年前にいわゆるレベルが上がったときに、消防自動車やら何やら高台に移動させる。消防本部がそういった地域の場所にあっているのかということです。私は、ずっと前に、合併する前にその辺のところを言われていた議員さんいらっしゃいますが、引っ越す必要があるだろうと、本部を。市民を救う前に自分たちが高台に逃げていなければいけないようなところに消防本部があること自体が、当時はそれほど、恐らく建てた建築当時というのはそんなに気象状況も今よりももっともっと柔らかかったかもしれませんが、最近は非常に三面川の決壊なんていうのもたまたまそういうふうな警報で出てきたりもしておりますが、市長、どうですか。それ先に行って将来のことを考えたときに、例えば今新築された村上病院の隣辺りに引っ越すとか、何かそういうことを考える見解は持っておりませんか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 消防車両、緊急車両にかかわらず市が所有しております災害対応の車両については、全部そういう状況に応じて高台に避難をさせて機能を維持させるという、これ前提で、今

ハードとしてインフラ、庁舎を含めてここにあるわけであります。当時ハザードにつきましても、消防本部設置をしたタイミングではそこまでのハザードではなかったという状況があります。その後どんどん、どんどん浸水域が変化してくるというようなことはありますので、それに対応して拠点を移すということは、当然これは考え方としてあるのだと思いますが、それよりも何よりも今はまずその機能をしっかりと維持するためにやる、当然お金もかかるわけでありますから、そういうところも将来にわたって検証することは必要だろうというふうに思っておりますけれども、令和4年の水害、北部豪雨災害を受けて、またその時点でもいろいろな庁舎の在り方について検討しております。これは分署庁舎も含めて、そこを含めてこれからの検証の課題だろうというふうに承知をしております。

○16番（姫路 敏君） 以上です。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 報第22号 専決処分の報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第4、報第22号 専決処分の報告についてを議題といたします。

理事者から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程いただきました報第22号につきまして、御報告を申し上げます。

報第22号は、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしたものであり、同条第2項の規定によりこのたび御報告するものであります。

本件は、50万円以下の損害賠償に関するものであり、本年、令和7年6月24日、村上体育館駐車場において、職員が公用車を所定の駐車場所に駐車しようとする際に後退させたところ、目測を誤り、後方に駐車していた相手方車両に接触し、損傷させた車両事故によるものであります。本件事故は職員の後方確認が不十分であったことにより発生したものであり、相手方の責めに帰すべき事由も認められないため、車両修繕費として19万3,886円を賠償するものであります。なお、本件につきましては、相手方との示談が成立したことから、このたび御報告するものであります。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

日程第5 議第72号 荒川総合体育館耐震改修及び大規模改修（建築）工事の工事請負
変更契約の締結について

○議長（三田敏秋君） 日程第5、議第72号 荒川総合体育館耐震改修及び大規模改修（建築）工事
の工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程いただきました議第72号につきまして、提案理由の御説明を申
し上げます。

本案は、荒川総合体育館耐震改修及び大規模改修（建築）工事の工事請負変更契約の締結につ
きまして、村上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によ
り議会の御議決を求めるものであります。本工事に関する契約につきましては、令和6年10月21日
の第4回臨時会において御議決をいただき、工事に着手したところでありますが、体育館棟の外壁
改修において、外壁が当初の見込みよりも激しく傷んでいたことなどから、このたび設計変更に伴
う変更契約を行うものであります。主な変更内容といたしましては、体育館棟の外壁改修の数量の
増加及び武道場棟の外壁調査の追加に伴う増額並びに武道場棟の外壁改修工事を来年度の工事とす
ることによる減額により、契約金額を3,233万6,700円増額し、4億335万9,000円に変更することと
して、加藤組・横井組特定共同企業体と令和7年7月25日に仮契約を締結したものであります。

よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、さきの全員協議会におきまして御質問いただき、後日御報告申し上げる旨お伝えをいたし
ました件につきましては、教育長から御報告申し上げます。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） おはようございます。それでは、私のほうから先般、7月24日に開催され
ました全員協議会における荒川総合体育館耐震改修及び大規模改修工事に関する御質問に対しまし
て御報告いたします。

初めに、受託設計業者に瑕疵があるのではないか、その責任に対する対応はとの御質問につしま
しては、令和6年8月6日に執行した入札が不調となり、その原因が屋根改修における防水工事
において設計書に誤った工法を記載していたこと、屋根の勾配を考慮せずに単価を設定していたこと、
また仮設足場工事においては内部足場の単価を現場の高さと合わない誤ったものを使用していたこ
とによるものであったため、委託契約条項の契約不適合責任により、受託設計業者に対し入札不調
となった設計書の修正を求め、履行を確認しております。なお、アスベスト除去や体育館の外壁改
修については、当初設計から足場を組んだタイミングで詳細調査をすることとしており、当初設計

の瑕疵とは捉えておりません。築50年以上が経過し、当初設計では把握が困難だったものであり、その都度必要となる工事費の補正等をお願いしてきたところであります。また、設計書に誤った工法の記載や単価設定が誤っていたことにより入札不調を招き、不足する工事費を補正計上しなければならなくなった事案に対しましては、村上市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づき、受託設計業者に対して市長名による警告書を発出したところであります。

次に、受託設計業者に損害賠償責任を求めることはできないのかとの御質問につきましては、損害賠償は受託契約条項上、談合のほか不正行為に該当する場合に適用されるものであることから、賠償責任を求めることはできないと考えます。また、改めて入札を行う経費を市の損害として請求することについては、設計書は成果品として検査して受領したものであることから、受託設計業者への損害賠償請求は難しいものと考えております。なお、市の顧問弁護士に確認したところ、同様の回答を得ております。

今回の事案を受け、村上市建築設計業務業者選定基準を策定し、監理業務を含む建築設計業務を受託できる事業者の条件として、大規模事業については1級建築士が2名以上登録されている事業者とし、複数の建築士によるチェック機能が働く体制での条件を付し、再発防止を図っているところであります。

以上、御報告いたします。

○議長（三田敏秋君）　これから質疑を行います。

12番、尾形修平君。

○12番（尾形修平君）　御苦労さまです。この件に関しましては、今教育長が答弁していただいたように、先般の全員協議会で様々な質疑がなされました。その答えとして今教育長から答弁いただいたわけですが、そもそもこのさくら設計さん、名前出していいのかわかりませんが、受託業者は耐震診断も行った結果、随意契約でこの改修工事の設計を行ったというふうな説明だったと思うのですけれども、その随意契約自体が間違っていなかったのかというのは検証していないのでしょうか。

○議長（三田敏秋君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（平山祐子君）　一者随意契約にしたというその理由については、今尾形議員のおっしゃるとおりです。さらに説明を申し上げますと、こちらの設計業者につきましては耐震診断を行っている業者というところで、耐震診断を行うことによって得られた情報であるとかデータをそのまま今回の耐震改修の実施設計に生かすことができるという、現地を確認した上での情報量というものも耐震診断をやった業者であるからこそ持ち合わせているというものになると思いますので、それで今回実施設計の業者委託をする選定のときには一者随意契約というふうにさせてもらったものでございます。

○議長（三田敏秋君）　尾形修平君。

○12番（尾形修平君） 耐震診断をした結果の随意契約、そもそもその耐震診断自体が果たして適正に履行されたのかという疑問も私らは抱くわけです。その結果としてこういうような今現在あるような状況になっているので、今改善策は教育長から提案されましたけれども、この件に関してはなかなか私らも納得いくものではなくて、そもそも耐震診断のときにかかる経費、また改修をした場合の経費、新築した場合の経費と様々な条件がある中で今回改修というのを選んだわけですから、それが右肩上がりで改修費用が上がっていくというのは、やはり議会としても市民としてもなかなか納得できるものではないというふうに私は思うのですけれども、その辺教育長でも市長でも御答弁できるのであればお願いしたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） この件に関しましては私も非常に問題意識持っていて、これだけの規模のやつが一者随契ということ、それを選択した理由は今課長が申し上げたとおりであります。それでよしとした市の決定があるわけでありまして。これが前提なのですが、耐震診断の結果につきましては、その後の調査も含めてそれは適正に行われていたのだということの確認は取れております。その後、結果として一者随契でやった実施設計、これが次から次へといろんな事象が出てくるということは、私も非常に分かりやすい言い方をすればあきれて物が言えないというふうな状況でありました。しかしながら、今市民が求める公共施設のマネジメントプログラムであの体育館につきましては今後も利用していくのだと、耐震化も部分的には補強すれば、これはまた継続して使えるのだということでありまして、そこの部分についてそういう判断を教育委員会サイドがしました。これは市民の意向も含めてですね。ですから、ここについてはそれはそれとして進めていこうということで。ただ、工事につきましてはやはり中途半端な形であれば、安全・安心の施設になっていなければなりませんので、そこは徹底的にやるということで、そこの部分のコストがかさんでいるというのは非常に私としてもじくじたる思いはあるわけでありまして、これは進めていかなければならないということでありまして。

議員の問題意識私も共有しておりまして、そもそもが設計業者に瑕疵はないのかということも私も徹底的に申し上げさせていただいて、調査をさせていただきました。加えて、過去の判例も含めてこういう事象について、市としてそこのところに損害賠償を含めた形で対応することができないのかということ、これについて調査をした結果、今ほど教育長答弁申し上げましたとおり、そういった状況だということでありまして。

いずれにしても、結果として一番スタートの段階でしっかりとそこのところの検証が行われていればこういった事態には陥らないわけでありまして、そこは全くもって市の不手際だったなというふうに思っております。ここの部分は率直に謝りながら、今後物事としてはしっかりと完成をさせて、皆さんに喜んでいただける施設にするように取り組んでいきたいというのが今私の率直な気持ちであります。

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○12番（尾形修平君） 今回このような荒川体育館においては50年経過した建物をさらに改修して、今後使っていこうというような計画で進めているわけですが、マネジメントプログラムの中でかなりのまだ公共施設残っていますので、改修がいいのか、新築がいいのかも含めて詳細な判断をしていただければなというふうに思います。

終わります。

○議長（三田敏秋君） 16番、姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 先般補正予算のときに、今は契約の議案ですが、市長に人ごとのようだとすることを私申し上げました。それで、今尾形修平議員とのやり取りの中で市長は謝罪しておりました。当初からそういう姿勢があって当然なのだろうと私は思います。どういうことかという、やっぱり2億6,000万のやつが、倍以上ですね、6億3,000万ぐらいの契約になってしまっているというのが現実です。当初より随意契約、そしてまたその設計業者が替わっていくという流れを考えたときに、どこにも何の責任もないということ自体が、では設計業者に払った三千数百万ですか、設計代。それ損害的に、賠償的に求められないのかということ全員協議会の中で話したときに、今教育長言ったように、弁護士に話ししてもなかなか厳しいと。これ税金ですよ。これそのままにしているのかということです。市長、どう思います。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 私自身もこのままにしておけないということで徹底的に調査をした結果、打つ手がないというのが今の現状だというふうに思っております。これからこういうふうなことを発生させないようにすることが我々の務めだというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 確かにそれはそうです。こんなの何回も繰り返したら大変なことになると思うのですが、さっき教育長の説明だと、随意契約ではなくて、1級建築士の見立てで何人かで今度そういう見積りというか、そういったものを取っていくというようなことを言われていたけれども、具体的にはどういうふうにそれ組み立てていくわけですか。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 今回の工事の監理に関しまして設計事務所を、新たに1級建築士2名以上登録されている業者に監理契約を結びましたので、具体的に前業者はそのような体制ではありませんでしたから、結果的に適切な業者が現在の工事を監理しているところです。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） それでは、ちょっと契約書の中の具体的なところ最後1点ですから。武道場のほうの調査をまずすると。その調査にかかる費用が217万ぐらいかかってという話で、武道場のその代わり当初見積もったものを一回減額した上で、来年度に向けて再度出し直すということなの

ですけれども、おおよそのところで結構なのですが、どのぐらいになりそうですか、武道館のほうの外壁等の工事というのは。

○議長（三田敏秋君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（平山祐子君） 先般、24日の臨時会の際にこの調査費というところで計上させていただきました。今回契約議決をいただいた後に実際調査に入るわけなのですが、実際調査をしてみないと具体的な金額というところは今この場で申し上げるという数字は、すみませんが、持ち合わせていないというところが正直なところでございます。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 私目視で拝見させていただきました。今回外壁工事を予定していたのですが、先般説明したとおり、傷んでいるところを少しはつってモルタルぶき、これではとてももたないと。内側が壊れているわけでありますから。ですから、当初そういう形で予定した工法よりは相当数金額は増えるというふうに私は思っております。ただ、その金額についてはこの後の調査を経てということになりますので、そこの部分は御了承いただきたいと思います。多分大きくなると思います。

○16番（姫路 敏君） しっかりしたものを建てていただきたいと、そういうふうに思います。
終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第72号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第72号は原案のとおり可決されました。

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じ、令和7年第3回臨時会を閉会といたします。

皆様には大変御苦労さまでございました。

午前10時40分 閉 会